

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区に対応	区の考え方
1	0	計画全体	パブリックコメントの実施をきちんと周知してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 今回のパブリック・コメントは10月25日号の広報と区の公式ホームページに掲載をし、また、町会・自治会掲示板に周知用ポスターを掲示する事により周知を致しました。一層の工夫ができるか検討致します。
2	0	計画全体	計画全体が漠然として伝わりにくい。全体的に具体的な目標年次を定めていただくとうわかりやすい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 第2部の障害者計画については、めざす方向をお示しするもので、具体的な時期や量などは定めておりません。数値目標については、第3部に障害福祉サービスの必要量見込等成果目標を定めております。
3	0	計画全体	全体的に今後の親子の高齢化等を見据えて施設や体制を考えた計画にして欲しい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 本計画では、高齢化、親亡き後を大きな課題と捉えています。第2部第3章個別施策⑨の地域生活支援体制の推進を重点的な取組として掲げ、区内の拠点や基幹相談支援センター、その他事業所等が有機的に結びつき安心して地域で生活を続けられる体制を面的に整備しています。専門相談や、緊急時の受入れ体制など充実を図っています。
4	0	計画全体	個別計画を積み上げて基本計画を策定し、基本計画の視点から個別計画を見直すサイクルが大切。すべての個別計画を同期をとりながら進める必要はない。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
5	0	計画全体	新宿区の計画の体系では基本計画が最上位計画である。福祉部、健康部の個別計画は基本計画にコミットする必要がある。計画期間の表記は、改元の予定もあり、西暦主体がよい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
6	0	計画全体	予算額は実行計画に明示されても個別計画には明示されない。解決困難な課題に対する危機感が感じられない。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
7	19	第1部 第2章 (4)精神障害者数	自立支援医療(精神通院医療)は若年性認知症にも該当しています。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 若年性認知症を含む認知症について精神障害に該当し、自立支援医療(精神通院医療)の対象になります。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
8	35	第1部 第2章 2 障害者生活実態調査の結果概要	サービス利用に関して困っていること「サービスに関する情報が少ない」28.8%(在宅)「区役所の手続きが大変」22.7%(在宅)以上の項目などは、いただいた情報提供をすることにより、家族会などの集会に「啓蒙活動」を利用することも一考と思います。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 家族会の集会などでも必要に応じて事業の説明をさせていただきます。引き続きいろいろな機会を捉えて周知していきます。
9	36	第1部 第2章 2 障害者生活実態調査の結果概要	障害者差別解消法の周知について啓蒙活動に家族会を利用することも一考と思います。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
10	45	第1部 第3章 1 障害者計画で大切にしたいこと	障害者計画の策定にあたって区が大切にしたいことをもっと一般的な文言にしてはどうか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
11	45	第1部 第3章 計画の基本理念と基本目標	計画の基本理念と基本目標について実現するための具体的な数値を示してほしい。具体的にはグループホームの不足、生活介護事業所の不足、通所施設における高齢化への対応、既存のサービスの柔軟な活用があります。また、相談事業の活用と充実が指摘されていない。支援員らへの障害の多様化による現場研修の必要性、20歳代の障害者と60歳代の障害者の支援方法の相違点、親の高齢化に伴う住居の選択肢・家庭での支援のあり方、学校卒業後の進路の選択による支援の不平等、経費節減が目的としか思われぬような既存の施設等を使用した支援(既存の通所施設の多機能型への変更)についてのより詳細な調査、関係者との議論が行われて上での計画であるのかが疑問です。少なくとも、今後の検討課題として計画の中に明記されるべきです。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画ではめざす方向をお示しています。
12	45	第1部 第3章 計画の基本理念と基本目標	障害者計画において区が大切にしたいことと掲げている項目をめざすためには、様々な部署が縦断的・横断的に連携を取る必要があるため、各部署で連携していくことをもっと全面的に掲げるべきと感じる。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区では既に、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関して、全庁横断的な組織を立ち上げ、区全体で取り組んでいます。
13	45	第1部 第3章 1 障害者計画で大切にしたいこと	第1部 第3章「1 障害者計画で大切にしたいこと」の内容を変更してください。「大切にしたいこと」は「方向性を示します。」に。 障害児のための計画の作成は「新宿区障害児福祉計画を策定」に。 差別解消とバリアフリーは「権利擁護の推進」に。 それぞれ変更して下さい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 (1) 「障害者計画で大切にしたいこと」については、平成30年度から10か年の障害者計画の策定にあたって、前回の計画策定時と比較して新たな視点で盛り込む必要があるものを取り上げています。 (2) 障害者の差別解消、人権尊重について主旨は素案にも記載してありましたが、一層力強く打ち出すために表記の一部を修正します。
14	49	第1部 第3章 3基本目標	基本目標Ⅲについてバリアフリーを地域社会に限定する理由が分からない	E意見として伺う	ご意見として伺います。
15	49	第1部 第3章 3基本目標	基本目標1 安心して地域社会が送れるための支援、自分の思いを受け止めてもらえる場所として家族会などの集会への参加や家族会の協力も必要重大である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 情報の共有や家族間の支え合い活動は重要です。保健予防課や保健センターでは、相談の中で家族会などへの参加を希望する方にはご紹介しています。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
16	49	第1部 第3章 3基本目標	障害者施策の体系が整理されておらず分かりにくい。特にライフステージに応じた成長と自立への支援については、高齢の障害者の成長、自立は無理ではないか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 ライフステージに応じた支援としては、乳幼児期、青年期、高齢期と全生涯を通じた支援を想定しております。年齢にかかわらず障害のある方に必要な支援が行き渡るように、関連施策と調整を図っているところです。 なお、人は乳幼児期から青年期のみならず、高齢期を含む全生涯に渡って成長、発達をしていくととらえる考え方もあります。 65歳以上の高齢障害者に対しては高齢者施策と障害者施策の調整を図ってまいります。
17	50	第1部 第3章 3基本目標	心のバリアフリーについて、家族会などの利用も重大である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
18	58	第2部 第3章 個別施策1	障害者種別ごとのサービスになじめない利用者(高次脳機能障害)の為に行政サービスのバリアフリー化を推進してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
19	58	第2部 第3章 個別施策1	相談窓口を教えてください。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 障害者福祉課では障害者福祉の手引を発行しております。その中で様々な相談窓口や福祉サービスについてご案内していますのでご覧ください。障害者福祉の手引は障害者福祉課の他特別出張所等にも置いてあります。またご連絡をいただければ郵送することもできます。
20	58	第2部 第3章 個別施策1	障害者の相談支援について啓蒙活動に家族会を利用することも一考と思います。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 家族会の集会などでも必要に応じて事業の説明をさせていただいています。引き続きいろいろな機会を捉えて周知していきます。
21	58	第2部 第3章 個別施策1	相談支援事業について区の水準は低い。現状を再検討し、サービス利用計画を進めて下さい。周知するプリントの配布をなどをお願いします。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 相談支援を充実させていくためには、サービス等利用計画の作成を進めていくことが重要であることは認識しています。計画を作成する事業者等との連絡会や研修等を実施する中で、周知方法も含め、相談支援体制の構築に努めていきます。
22	58	第2部 第3章 個別施策1	本人の意思決定支援と人権擁護が福祉サービスの基本ということを示してほしい。	A意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 サービスの提供や相談支援には、障害当事者の意思決定と選択権を尊重する必要がある旨を、記載することとします。
23	60	第2部 第3章 個別施策2	移動支援の利用について条件等の緩和を(内部障害の身体障害1級で車いす利用の場合にも利用できるようにしてほしい)	E意見として伺う	ご意見として伺います。
24	60	第2部 第3章 個別施策2	電子技術の発展に合わせ最新機器を日常生活用具に取り入れ充実を図ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、年3回程度、日常生活用具の検討会を実施しており、その中で、品目等の見直しも行っていきます。新しい用具等のご要望がありましたら、障害者福祉課の職員に申し出ていただければ、検討会に取り上げ、対象認定するかどうかの検討を行います。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
25	60	第2部 第3章 個別施策2	視覚障害者の介護保険サービスへの移行に伴うサービス低下を改善していただきたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 国は、平成30年度より、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用した障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担軽減する「高額障害福祉サービス等給付費」の支給対象拡大を考えています。詳細についてはこれからとなりますが、具体的な内容がわかりましたら、周知をする予定です。
26	63	第2部 第3章 個別施策3	こころの健康づくりについて啓蒙活動に家族会を利用することも一考と思います。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
27	63	第2部 第3章 個別施策3	医療的ケアの必要な障害者のための研修に職員が参加しやすい体制づくりへ(日常業務遂行に問題がない体制が組めるよう)支援を行ってほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区で実施している医療的ケアの研修については、支援員が利用者支援終了後に勤務先の施設で研修を受けられる体制をとり、日常業務の支障が出ないように実施しています。
28	65	第2部 第3章 個別施策3	精神障害者の早期回復・社会復帰支援について、家族支援は家族会の協力も必要重大である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 家族間の支え合いや普及活動は重要です。家族会の周知については、保健予防課や保健センターにパンフレットを設置するなどして周知しています。また、希望者や個別相談の中で必要と思われる方には積極的に案内しています。
29	67	第2部 第3章 個別施策4	親に何かあった時に対応できるショートステイを作ってください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年11月に開設されたグループホームに、ショートステイ1床が併設されました。今後の利用状況を見守るとともに、社会福祉法人等がグループホームを整備する際には、ショートステイの併設について法人と協議をしていきます。
30	67	第2部 第3章 個別施策4	ショートステイを緊急に作ってください。宿泊したいときになかなか取ることができません。	E意見として伺う	
31	67	第2部 第3章 個別施策4	ショートステイの予約がとりにくいため、増床、充実を希望します。新たに高田馬場福祉作業所に出来れば利用しやすい。	E意見として伺う	
32	67	第2部 第3章 個別施策4	予約が困難のためショートステイをもっと作ってほしい。	E意見として伺う	
33	67	第2部 第3章 個別施策4	ショートステイの場所を増やして下さい。また日数ももう少し増やして下さい。	E意見として伺う	
34	67	第2部 第3章 個別施策4	ショートステイの絶対数が不足しています。利便性の観点から特定の施設に利用希望が重なり予約が取り難い事もあります。区として新設を計画に入れて下さい。	E意見として伺う	
35	67	第2部 第3章 個別施策4	緊急利用だけでなく、本人や家族支援のためショートステイが必要です。既存の施設に今からでも設置するように推進して下さい。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
36	67	第2部 第3章 個別施策4	医療ケアがあったり、障害サービス区分が高いと、慣れない場所で慣れない支援員の中で1対1対応でない施設に安心して預けることは出来ません。日中通所している生活介護事業所が行っているショートステイを利用できるような仕組みを早急にとって下さい。	E意見として伺う	<p>E意見として伺います。</p> <p>区は、医療的ケアを必要とする方の介護者に対して、研修や講習会を実施し、職員のスキルアップに取り組んでいます。さらに、「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行っています。これにより、「新宿けやき園」等には夜間帯も含め常時看護師が配置されています。このことから、他の短期入所事業所での医療的ケアを必要とする方の受入や訪問看護ステーションの看護師を派遣することは考えていませんが、利用者の意見を聴きながら、引き続き、医療的ケアを必要とする方が安心して利用していただけるよう支援していきます。</p>
37	67	第2部 第3章 個別施策4	医療的ケアのある人に関しては、日頃の健康観察の重要性を医師も指摘していますので、その人が日中通所している生活介護事業所が行っているショートステイを利用できるような仕組みを区が施設と協議して作ってください。(マンツーマンでない対応のショートステイを利用することに、怪我や事故の危険性を払しょくできず強い危機感と抵抗感があります)重度心身障害児等レスパイトサービスを自宅以外のショートステイ先で利用できるようにする、あるいは、事業者が訪問看護師と契約し、医療的ケアのある利用者がショートステイを利用する時間帯に来てもらい、職員と一緒にケアを行うことを検討してください。	E意見として伺う	
38	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
39	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
40	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
41	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
42	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。 また立地を生かし、夜間や休日を有効活用するべきと思います。	E意見として伺う	
43	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
44	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。 マンツーマン対応の他、数名に対し1名の支援員が食事や入浴などを見守る形式もあって良いと思う。	E意見として伺う	
45	67	第2部 第3章 個別施策4	ショートステイの増床、充実を希望します。(特に高田馬場福祉作業所への開設を)	E意見として伺う	
46	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所にショートステイを作してほしい。	E意見として伺う	
47	67	第2部 第3章 個別施策4	高田馬場福祉作業所で緊急時だけでもショートステイを利用したい。もしくは入浴だけでも利用できるようにしたい。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
48	67	第2部 第3章 個別施策4	在宅レスパイトサービスの利用料が負担に感じる。所得段階を細かく設定する等の配慮をしてください。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。
49	67	第2部 第3章 個別施策4	レスパイトサービスは回数、時間とも充分ではない。また医療的ケアの内容によっては区内のショートステイも使えない。そのような人に対しては、希望によりレスパイトサービスの利用回数を増やせるようにして下さい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 なお、平成29年度から、上限回数を月4回に増やすとともに、派遣時間を30分単位に変更し、充実を図っています。
50	67	第2部 第3章 個別施策4	軽度の知的障害の人は1対1対応でなくても良いので定員の幅を柔軟に設定し運営ができるような区単独事業としての短期入所を計画に載せて下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 本年11月に開設されたグループホームに、ショートステイ1床が併設されました。今後の利用状況を見守るとともに、社会福祉法人等がグループホームを整備する際には、ショートステイの併設について法人と協議をしていきます。
51	67	第2部 第3章 個別施策4	自立希望のため、見守りや食事支援中心のショートステイの設置を推進してください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区立施設のショートステイはマンツーマンで支援を行いますが、「シャロームみなみ風」や「新宿けやき園」、「ブルーム早稲田」ではマンツーマンではないショートステイを提供しています。また、マンツーマンで支援員が配置されていても、利用目的により見守り中心の自立支援も実施していますので、利用の際に施設にご相談ください。
52	67	第2部 第3章 個別施策4	共働き世帯が増加しているため、15歳以下の児童が利用できる日中預かりや短期入所などのサービスやサービス提供事業者の拡充を検討して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 15歳以下のお子さまが利用できるレスパイト事業につきましては、拡充の予定はありません。既存の日中ショートや、区外の施設のショートステイ利用等もご検討下さい。
53	67	第2部 第3章 個別施策4	医療的ケア児も区内でレスパイト利用ができるような施設がほしい。幼児期から青年期まで慣れ親しんだ同施設でレスパイト出来れば安心。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 医療的ケアの必要なお子さまが利用できるショートステイ等については、整備の予定がありません。区外にある施設をご利用頂きますようお願い致します。成人の方については限定的ではありますが、医療的ケアの必要な方も区内の施設で受入れを行っております。
54	67	第2部 第3章 個別施策4	介護者の高齢化が大きな問題で、平日の通所以外に土日祝日のケアサポート事業の拡充や日中ショートステイなどの拡充を検討して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現在、事業の拡充やあゆみの家以外での土曜ケアサポート事業の実施の予定はありませんが、日中ショート事業については、空きがある施設もありますので、この事業の有効活用を図っていきます。
55	67	第2部 第3章 個別施策4	短期入所の緊急枠の拡大をしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 平成27年度より「シャロームみなみ風」に新たに緊急利用枠を確保しています。今後の利用状況を見守るとともに、社会福祉法人等がグループホームを整備する際には、ショートステイの併設について法人と協議をしていきます。
56	67	第2部 第3章 個別施策4	在宅レスパイトサービスの1回の時間を長くしてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 なお、1回につき、30分単位で4時間までご利用できます。
57	67	第2部 第3章 個別施策4	子ども総合センターでの一時保育を、発作や医療ケアがある子どもでも利用できるようにしてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 発作のあるお子さんについては、主治医の意見書などを確認したうえでお預かりしていますが、医療的ケアがあるお子さんについては、個々の状況を見ながら慎重に検討していきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
58	69	第2部 第3章 個別施策5	視覚障害者に対する年金や手当など経済的な保障をしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
59	69	第2部 第3章 個別施策5	年金と工賃では生活できない。障害者に対する所得保障について記載するべきである。	E意見として伺う	
60	69	第2部 第3章 個別施策5	年金と工賃では最低限の生活でもギリギリで、グループホームでの生活は持ち出しとなりあきらめざるを得ません。本人の収入に対して家賃の助成の幅を持たせる等の対応をして頂きたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
61	69	第2部 第3章 個別施策5	障害者基礎年金、特別障害者手当、心身障害者医療助成の項目などは啓蒙活動に家族会を利用することも一考と思います。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区の職員が、区民の皆様の求めに応じて勉強会等の機会に制度や手続きのご説明に伺い、直接、ご意見や質問をお受けすることのできる「ふれあいトーク宅配便」をご活用ください。
62	69	第2部 第3章 個別施策5	新宿区は物価高騰地域にあり、病院や施設から地域に移行する際の住宅確保が困難です。東京都知事基準による生活保護家賃扶助の1.3倍額の69800円を受給できるように検討して下さい	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 住宅扶助費の基準額については、大都市の生活実態を踏まえ、都を通じて国に引き上げの要望をしています。 なお、車椅子を使用している障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合等で、やむを得ないと認められる場合は、特別基準額(単身世帯は1.3倍額の69,800円が上限)を設定しています。
63	71	第2部 第3章 個別施策7	ヘルパーの人数が増えるよう対策してほしいです。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 人材育成・確保は重要課題として認識しています。区の実施可能な対応を検討してまいります。
64	71	第2部 第3章 個別施策7	サービスを担う人材育成・確保について一事業者のみでは解決できる事ではないため、区全体で計画化されるのが望ましい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 人材育成・確保は重要課題として認識しています。区の実施可能な対応を検討してまいります。
65	71	第2部 第3章 個別施策7	重度重複の心身障害者の通所施設において、医療的ケアの必要な特定の利用者に対して行う3号研修(決まった方に対して、痰の吸引、経管栄養を介護職員が行うための研修)を受け職員を増やし、複数の職員が複数の利用者の医療的ケアに対応することができるように指導して下さい。また、一部の職員に加重な負担がかかることを防止し、職場環境改善のために今後も継続的に多くの職員が研修の機会が持てるように支援して下さい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 医療的ケアの必要な障害者が地域で安心して生活していくために、通所施設やグループホームの職員の医療的ケアに関する知識や技術の修得が重要と考えます。3号研修を受けた認定者を増やせるよう、今後も継続して研修事業に取り組んでまいります。
66	71	第2部 第3章 個別施策7、個別施策8	サービスを担う人材不足に対応した区の人材育成・確保策と、事業所の経営力向上のための研修の実施について計画に記載してほしい。	A意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 福祉業界の人材不足が喫緊の課題であることを強く認識し、区が人材の掘り起しを含めた人材確保や長期的視点に立った育成策を検討するとともに、区の行う研修の充実に向けて、取り組んでいきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
67	72	第2部 第3章 個別施策8	新宿区ではけやき園をはじめとする区内の施設に対して、どういう権限を持ち、指導されているのか伺いたい。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 指定障害者支援施設については、東京都と区市町村が、障害者総合支援法の規定に基づく実地指導の権限を持っています。この実地指導は、施設の設置者が遵守すべき人員、設備、運営の基準に沿って運営しているかを施設の現場でチェックし、実地に指導するものです。けやき園については、平成26年度と平成28年度に東京都が実地指導を行っており、新宿区も当該実地指導に立会をし、その際に、現場で気付いた点を指導しています。区としては、定期的・計画的に、この実地指導を行なっていく方向で対応していきたいと考えています。
68	72	第2部 第3章 個別施策8	就労継続B型支援職員の増員をはかってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区立の就労継続支援B型事業所については、利用者の障害の重度化・高齢化等に対応するため、適正な人員配置を指定管理者と協議し対応しています。 民間の就労継続支援B型事業所の指定基準以上の職員配置については事業所によるところですが、区は、運営費の一部を助成することで安定した事業所運営がなされるよう支援しています。
69	72	第2部 第3章 個別施策8	就労継続支援B型事業所職員が家族支援などを行う際の加算等の制度を考えて下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者の通所する事業所の職員には、通所時間帯の作業等生産活動の支援のみならず、生活上の支援も求められるものです。事業所が家庭訪問や医療機関との連携、重度の障害者を受け入れ支援した場合等、報酬が加算される仕組みとなっています。今後とも適切な事業所運営が行われるよう、集団指導の機会等を通して、周知していきます。
70	72	第2部 第3章 個別施策8	地域生活支援拠点や指定特定相談事業所がネットワーク化を図り、有機的に動いていくため実現するためには制拠点をはじめ、事業者が実施するサービス等利用計画の策定に係る給付費が安価過ぎると感じます。今後はより専門性が高くなり、障害福祉サービス提供事業者との連携や緊急性の高いケースなどにすぐに対応するためには、専門性が求められることとなります。継続的な専門性の高い事例に対応できるよう独自制度の創設を検討して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 平成30年度報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能強化や計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価が、方向性として示されています。区独自の補助制度を創設する予定はありませんが、指定特定相談支援事業所等の質の高い事業所運営に向けて適切な情報提供に努めていきます。
71	75	第2部 第3章 個別施策9	知的障害のある方たちの地域生活支援拠点をもう一か所協力施設などの形ではっきりとした名前を挙げて頂きたいです	E意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年度より、基幹相談支援センターと区内3カ所の施設を拠点とし、相談支援事業所や通所施設等の関係機関が連携することで地域生活支援体制を面的に整備しました。また、地域に点在する社会資源が有機的に結び付くことが地域生活支援体制の推進には必要と考え、相談支援事業所連絡会等の様々な情報共有の場を設け、事業所間の連携強化に努めています。今後はこれに加え、区と拠点3施設との定期的な連絡会等を設けることで実施状況を把握し、必要な見直しを行っていきます。 なお、区立障害者福祉センター及び区立障害者生活支援センターでは24時間対応の電話相談を実施しています。
72	75	第2部 第3章 個別施策9	地域生活支援拠点体制を構築するには区内の事業所等の役割を盛り込んだ計画を立て、それに基づいて社会資源を増やす計画が必要です。	E意見として伺う	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区立障害者福祉センター及び区立障害者生活支援センターでは24時間対応の電話相談を実施しています。
73	75	第2部 第3章 個別目標1 個別施策9	地域生活支援拠点体制を構築するには区内の事業所等の役割を盛り込んだ計画を立て、それに基づいて社会資源を増やす計画が必要です。(地域の実情を反映する事のできる自立支援協議会の意見を尊重して下さい)	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 素案ページ75～77に記載がありますが、ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。
74	75	第2部 第3章 個別施策9	地域生活支援拠点等の体制について、地域すべての資源を使って支えていく視点が必要だと思います。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 素案ページ75～77に記載がありますが、ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
75	77	第2部 第3章 個別施策10	本人の高齢化、親亡き後を見据えた在宅支援を強化するための施策を盛り込み、体制を整備して下さい。(新宿という場所を考えるとグループホームを大きく増やすのは厳しいと思うので)	E意見として伺う	ご意見として伺います。 基幹相談支援センターが中心となって、指定特定相談支援事業所との連携を強化します。住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、サービス等利用計画の作成やモニタリングを通して、サービスを幅広く組み合わせ、きめ細かに支援していきます。
76	82	第2部 第3章 個別施策13	医療的ケア児の保育園、幼稚園入園を可能に子ども集団の中で互いに育ちあっている環境を作ってほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 障害のあるお子さんで、集団保育が可能なお子さんについては、障害児保育を行っているほか、医療的ケアが必要であって、集団保育が著しく困難なお子さんに対しては、保護者の居家で保育を行っています。また、お子さんの状態によって可能であれば保育園と交流保育を行っています。 こうした医療的ケア児への支援の拡充については、他自治体の事例も踏まえながら研究していきます。 区立幼稚園では、医療ケアが必要なお子さんの入園には保護者の方に対応をお願いしています。幼稚園における医療ケアのあり方については、国等の動向を見守ってまいります。
77	82	第2部 第3章 個別施策13	気管切開をしている子供については現在も受け入れ先は区内1箇所も無く、親は働くことが出来ない。今後医療的ケア児の増加傾向を見込んでいるのに、保育園受入れ予定が無いのはおかしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見として伺います。 療育は、医療保険制度によるディケアや児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスなど、個別の状況に応じて行われています。医療保険制度によるものについては、子ども医療費助成により自己負担が無く、また児童福祉法のサービスについては、自己負担1割のところ3%の自己負担になるよう、区が軽減策を実施しています。医療保険や児童福祉法のサービスに該当しない事業所で実施している療育指導について、費用助成をすることは検討していません。
78	82	第2部 第3章 個別施策13	医療的ケアの必要な子について、在宅が前提となっているが、保育園へ入園が出来るような施策を持たないのか。是非検討していただきたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見として伺います。 療育は、医療保険制度によるディケアや児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスなど、個別の状況に応じて行われています。医療保険制度によるものについては、子ども医療費助成により自己負担が無く、また児童福祉法のサービスについては、自己負担1割のところ3%の自己負担になるよう、区が軽減策を実施しています。医療保険や児童福祉法のサービスに該当しない事業所で実施している療育指導について、費用助成をすることは検討していません。
79	82	第2部 第3章 個別施策13,14	多くの方が療育の機会に継続的に触れることが出来るよう一定の基準を設けて、財政的な支援を検討して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 療育は、医療保険制度によるディケアや児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスなど、個別の状況に応じて行われています。医療保険制度によるものについては、子ども医療費助成により自己負担が無く、また児童福祉法のサービスについては、自己負担1割のところ3%の自己負担になるよう、区が軽減策を実施しています。医療保険や児童福祉法のサービスに該当しない事業所で実施している療育指導について、費用助成をすることは検討していません。
80	82	第2部 第3章 個別施策13	気管切開児もあいあいでも完全母子分離を可能になるよう看護師、医師の体制を整えてほしい。また、単独通所が出来ない場合には、保護者の代わりにヘルパーを制度の中で利用できることを望む。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 あいあいでは、医療的ケアを必要とするお子さんについては、基本的に保護者の付き添いをお願いしています。分離については、体調管理が難しく、細心の注意が必要な就学前のお子さんであることを踏まえたうえで、個々の状況に応じてご相談させていただきます。 また、児童発達支援事業所までの送迎については、家庭の状況等を勘案して、移動支援サービスの支給決定をしていますが、あいあいの療育を受けている間のヘルパー等の派遣は制度上認めていません。
81	82	第2部 第3章 個別施策13	きょうだい児がいる場合については個々の状況にもよるが、負担が大きいため保育園送迎にも移動支援を使えるようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 保育園、子ども園、幼稚園への送迎は、保護者の養育・育児の範囲内と判断されるため移動支援の利用対象外としております。障害のないきょうだい児と2人を保育園送迎することの大変さは、お察しいたしますが、子育て支援施策の一つである「ファミリーサポート事業」等のご活用をご検討ください。
82	82	第2部 第3章 個別施策13	医療的ケアがあっても通所の療育を受けたい。訪問療育しかないのは差別的だ。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 在宅児等訪問支援を利用しているお子さんも、段階を踏んであいあいへの通所を検討することができます。あいあいは集団療育の場であり、感染症のリスクなどもあるため、個々に相談させていただきながら対応していきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
83	82	第2部 第3章 個別施策13	あいあいの職員には専門性が求められるので異動はなくしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 職員の定期的な異動は、人材育成の観点からも必要なものと考えていますが、お子さんとご家族をしっかりと支援できるよう、適切な職員配置に努めていきます。
84	82	第2部 第3章 個別施策13	「あいあい」と「認可保育園」の併用を認めてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 保育所等においては、1日の流れの中で集団生活を営むよう計画を立てて保育を行っているため、曜日を決めて、「あいあい」に通所するよう協力していただいていますので、個々の状況に応じてご相談させていただきます。 居宅訪問型保育は、1対1の対応であるため、一定の要件の下で、同日での療育の併用ができません。
85	82	第2部 第3章 個別施策13	人工呼吸器利用など医療依存度の高い子どももあいあいで受入れ医完全母子分離が可能になる体制を作してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 「あいあい」では、酸素吸入や経管栄養などのお子さんの通所療育も行ってきました。今後もお子さんの状況を見ながら、可能な限り通所できるよう努めていきます。 また、医療的ケアを必要とするお子さんの単独通所についても、体調管理が難しく、細心の注意が必要な就学前のお子さんであることを踏まえ、個々の状況に応じてご相談させていただきます。
86	84	第2部 第3章 個別施策14	医療的ケア児が自主通学する際に専用タクシーの契約を行うなど、通学時に利用しやすい仕組みを作ってください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 リフト付きタクシーの委託台数を増加する予定はありません。
87	84	第2部 第3章 個別施策14	医療的ケア児の自主通学の際の費用保障を（専用タクシーの契約を）してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 心身障害者福祉タクシー（タクシー券）は、外出の利便を図るため、移動に係る障害が重度の方に対し交付しています。医療的ケア児の通学のために、タクシー券を上乘せして交付することは、現在のところ、考えておりません。 また、通学用として、同一時間に多くのタクシーを契約することは、難しい状況です。
88	84	第2部 第3章 個別施策14	医療的ケアが必要な子供をスクールバスに乗れるように、または代替案を考えてほしい	E意見として伺う	ご意見として伺います。 心身障害者福祉タクシー（タクシー券）は、外出の利便を図るため、移動に係る障害が重度の方に対し交付しています。医療的ケア児の通学のために、タクシー券を上乘せして交付することは、現在のところ、考えておりません。 また、医療的ケアを必要とするお子さんについては、お子さんの安全を最優先することを基本に、医師の所見に基づき、段階を経て単独乗車を行っております。 スクールバスに乗車できない場合、重度の肢体不自由児や愛の手帳を取得されている方は移動支援の対象となる場合があります。
89	84	第2部 第3章 個別施策14	医療的ケア児や肢体不自由児も地域の学校を含め選択できる体制を作してほしい。	D今後の取組の参考とする	「医療的ケア児」を教育機関で安全に支援を行うためには看護師の配置が必須です。新宿養護学校には看護師を配置しており、教員の研修等も行っていることから、受入体制が充実しております。一方、地域の学校にはこのような体制が整備されておりません。このような状況であることから、お子様の安心・安全を第一に考え、新宿養護学校をご利用いただくのが望ましいと考えております。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
90	84	第2部 第3章 個別施策14	医療的ケアがあるために通学バスに乗ることができない児童・生徒が自主通学するための費用を助成してください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 就学奨励費は特別支援学校へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について国がその経費の一部を負担、補助又は交付しています。その内、通学に関する交通費の範囲は、児童が、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とされています。また、通学費の算定に当たっては、通学の経路・方法等について、児童の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮して行うものとされています。 現在、就学奨励費はタクシー券を対象とはしておりませんが、今後どのような対応をすることができるか、研究してまいります。
91	86	第2部 第3章 個別施策15	医療的ケア児の通える放課後デイの確保について、すでにある1箇所以外に新たに確保してほしい(週5日通所できること) 新宿養護の放課後子どもひろばを週5日18時まで利用可能にしてほしい	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 放課後等デイサービス事業所の開設相談を区が受ける際には、区として送迎付きの重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした事業所開設を望んでいる旨を伝えております。国の平成30年度の報酬改定では、現行より医療的ケア児のための手厚い支援を提供できる事業所の受け取る報酬を増やすことにより、医療的ケア児を対象とした事業所の増設・充実を図ろうとしています。区として事業所の運営助成を行う予定はありませんが、国や都の動向を注視し、適切な情報提供に努めていきます。 新宿養護学校では月に2回程度、放課後の生活を豊かにすることを目的とした体験活動を中心に、放課後子どもひろばを行っています。 看護師の確保などの課題がありますが、回数を増やせないか今後検討していきます。医療的ケアが必要なお子さんについても、一定の手続きを踏んだ上で受け入れることはできます。
92	86	第2部 第3章 個別施策15	放課後等デイサービスが少ない現状がある。肢体不自由児や医療的ケア児には広いバリアフリーの環境や機器等が必要でコストがかかるため、事業者が増えない原因となっている。新規開設事業者に対し、それらの費用助成を検討して下さい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 平成29年12月現在、区内の放課後等デイサービス事業所は13か所あり、主に知的障害や発達障害を対象としています。放課後等デイサービス事業所の開設にあたっては、事業所を開設しようとする法人が、これまで実践してきた特色や強みを生かした支援を行う意向が強く、区として送迎付きの重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした事業所開設を望んでいる旨を伝えておりますが、結果的に、区内には肢体不自由児を対象とした事業所が少ない現状となっています。放課後等デイサービス事業所の指定は東京都が行っていますが、事前に区にも開設相談をすることとなっているため、その際には、肢体不自由児を対象とした事業所の開設の要望を伝えていきます。国の平成30年度の報酬改定では、現行より医療的ケア児のための手厚い支援を提供できる事業所の受け取る報酬を増やすことにより、医療的ケア児を対象とした事業所の増設・充実を図ろうとしています。区として事業所の運営助成を行う予定はありませんが、国や都の動向を注視し、適切な情報提供に努めていきます。
93	86	第2部 第3章 個別施策15	放課後等デイサービスを(開設費用の補助等で)もっと増やしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現時点において放課後等デイサービスの開設や事業所運営に補助を行う予定はありません。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
94	86	第2部 第3章 個別施策15	放課後等デイサービスにPT, OT, STを常駐させて、わざわざ通院してリハビリを受けなくても定期的にリハビリを受けられる事業所を助成運営してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 事業所の報酬として、放課後等デイサービスにおいて理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)または心理指職を配置して、計画的に訓練等を行った場合は特別支援加算が得られる仕組みがあります。区として別途運営助成を行う予定はありません。
95	86	第2部 第3章 個別施策15	重度の肢体不自由の子の通所先は限られているため、区で通所者すみわけしてほしい。また、重度の肢体不自由児が通える施設づくりをしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 施設の利用は事業者と障害児(保護者)との契約になり、区として対象者を限定させることはできません。 放課後等デイサービス事業所の開設相談を受ける際には、肢体不自由児を始め、重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした事業所開設を望んでいる旨を伝えております。
96	86	第2部 第3章 個別施策15	放課後等デイサービスをもっと増やしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年11月現在、区内に放課後等デイサービスは13カ所あります。障害種別や程度、事業所の運営形態等により、安心して週5日同じ事業所を継続して利用することは難しい場合があります。放課後等デイサービス事業所の指定は東京都が行っていますが、事前に区にも開設相談をすることとなっているため、その際には、要望を伝えていきます。
97	86	第2部 第3章 個別施策15	医療的ケアのある障害児を保護者の就労時間帯に預かってもらえる場所が少ないので、未就学児でも放課後等デイサービスを利用できるようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害のあるお子さんで、集団保育が可能なお子さんについては、障害児保育を行っているほか、医療的ケアが必要であって、集団保育が著しく困難なお子さんに対しては、保護者の居宅で保育を行っています。また、お子さんの状態によって可能であれば保育園と交流保育を行っています。 障害児通所支援事業のうち、児童発達支援は就学前のお子さんを対象とし、放課後等デイサービスは就学後のお子さんを対象としています。
98	86	第2部 第3章 個別施策15	放課後等デイサービスについて、送迎のある事業所を増やしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区内にも送迎サービスを実施する事業所があります。放課後等デイサービスの事業所の新規開設に向けた相談が区にあった際には送迎サービスを実施するように事業者に対し、働きかけを行っていますが、駐車場や運転手等のスタッフを確保することは負担が大きく実現できないという声もあります。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
99	86	第2部 第3章 個別施策15	気管切開児、人工呼吸器管理の子も含む医療的ケア児が週5日、長期休暇時も新宿養護学校の放課後子どもひろばを利用できるようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 新宿養護学校の放課後子どもひろばは、月に2回程度、放課後の生活を豊かにすることを目的とした体験活動を行っています。 看護師の確保などの課題がありますが、回数を増やせないか今後検討していきます。医療的ケアが必要なお子さんについても、一定の手続きを踏んだ上で受け入れることはできます。 人工呼吸器管理などのお子さんについては、学校での状況も見ながら、慎重な検討が必要であると考えています。
100	86	第2部 第3章 個別施策15、個別施策18	医療的ケア児について、学校の無い日のデイサービスや卒業後の通所施設の充実をお願いします。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 区でも医療的ケアの障害児の放課後デイサービスが不足している現状は認識しており、事業者に対する働きかけは適宜行っております。 ニーズに応じたサービスを過不足なく提供できるよう、学校教育終了後の適切な進路先の確保につとめます。
101	86	第2部 第3章 個別施策15	デイサービス、タイムケアを新宿養護学校の近くで受けられるようにしてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 事業者から開設の相談があった際には、開設を検討している地域などを聞き取ったり、事業者側も開設地域の情報を求めておられますので、できるだけ事業所が遍在することのないように努めています。
102	86	第2部 第3章 個別施策15	肢体不自由児、医療的ケア児の受け入れ事業所が少ない現状に具体的な解決策を示して下さい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 放課後等デイサービス事業所の開設相談を区が受ける際には、区として送迎付きの重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした事業所開設を望んでいる旨を伝えております。 国の平成30年度の報酬改定では、現行より医療的ケア児のための手厚い支援を提供できる事業所の受け取る報酬を増やすことにより、医療的ケア児を対象とした事業所の増設・充実を図ろうとしています。区として事業所の運営助成を行う予定はありませんが、国や都の動向を注視し、適切な情報提供に努めていきます。 医療的ケアを必要とするお子さんについては、お子さんの安全を最優先することを基本に、医師の所見に基づき、段階を経て単独乗車を行っております。 保護者の付き添いについては、お子さんの状況を最も把握している保護者の付き添いをお願いしております。お子さんの状況により異なりますが、常時医療的ケアを必要とする場合は、緊急時の対応等を考え、保護者のご協力をお願いしております。
103	87	第2部 第3章 個別施策16	医療的ケア児について、放課後の受け入れ先がない問題以外にも通学バスの問題、校内での親の付き添い問題も解決に向けての議論や対応策の推進をしてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 放課後等デイサービス事業所の開設相談を区が受ける際には、区として送迎付きの重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした事業所開設を望んでいる旨を伝えております。 国の平成30年度の報酬改定では、現行より医療的ケア児のための手厚い支援を提供できる事業所の受け取る報酬を増やすことにより、医療的ケア児を対象とした事業所の増設・充実を図ろうとしています。区として事業所の運営助成を行う予定はありませんが、国や都の動向を注視し、適切な情報提供に努めていきます。 医療的ケアを必要とするお子さんについては、お子さんの安全を最優先することを基本に、医師の所見に基づき、段階を経て単独乗車を行っております。 保護者の付き添いについては、お子さんの状況を最も把握している保護者の付き添いをお願いしております。お子さんの状況により異なりますが、常時医療的ケアを必要とする場合は、緊急時の対応等を考え、保護者のご協力をお願いしております。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
104	87	第2部 第3章 個別施策16	必要なのは会議体ではなく、医療的ケア児専門のケアマネージャーです。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 会議体の役割と個別の方への支援を取りまとめるケアマネージャーの役割は別と考えています。双方ともに重要な役割と認識しております。本計画では、会議体として障害児支援の提供体制の整備等をめざしています。障害児のサービス利用にあたっての関係機関の連絡調整といったケアマネージャー的な役割は、障害児相談支援事業所の相談支援専門員が担うことが可能です。障害児相談支援の導入に関しては個別にご相談ください。
105	87	第2部 第3章 個別施策16 (乳幼児・学齢期・放課後支援)	最重度の障害児のための居場所の確保をしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区内に事業所開設のめどはありませんが、今後も重度の障害児の通所可能な事業所の確保に努めます。
106	87	第2部 第3章 個別施策16	世田谷区が配布している「医療ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を新宿区でも作成して下さい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 多分野に渡るまとまった情報の必要性は認識しております。他区市の先行事例を参考に、検討を進めたいと考えております。
107	89	第2部 第3章 個別施策18	それぞれの障害者に合った卒業後の行き場を確保してください(あゆみの家はあゆみの家でしか生活できない方を優先してほしい)。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 ニーズに応じたサービスを過不足なく提供できるよう、「進路対策連絡会」で情報共有を図り、学校教育修了後の適切な進路先の確保に努めます。
108	89	第2部 第3章 個別施策18	卒業後の日中活動の場所の確保をお願いします	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
109	89	第2部 第3章 個別施策18	卒業後の重度心身障害者が通える施設、軽度の障がい者とのすみわけを考えてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。障害の重度化・高度化への対応及び特別支援学校卒業生の進路先確保のため、区内の生活介護事業の充実を図ります。あゆみの家においては生活介護事業の定員拡充に加え、重症心身障害児通所訓練事業を開始します。また、福祉作業所を多機能型事業所とし、既存の就労継続支援B型事業に加え生活介護事業を実施します。
110	89	第2部 第3章 個別施策18	それぞれの障害者に合った卒業後の行き場を確保してください。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	また、ニーズに応じたサービスを過不足なく提供できるよう、「進路対策連絡会」で情報共有を図り、学校教育修了後の適切な進路先の確保に努めます。
111	89	第2部 第3章 個別施策18	毎年出る障害者の状況を把握して、高校卒業後の進路の確保を計画的に行ってほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。区では、毎年特別支援学級及び特別支援学校の在籍状況調査を行い、その結果を事業所、学校、区の担当者によりこまめに確認している「進路対策等連絡会」で確認しています。今後も学校教育修了後の適切な進路の確保に努めていきます。
112	89	第2部 第3章 個別施策18	学校卒業後の進路先が確保できなくなることが考えられる。生活介護施設の新設を検討して下さい。日数調整などは生じないようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。特別支援学校卒業生の進路先確保及び障害の重度化・高齢化への対応のため、区内の生活介護事業の充実を第一次実行計画の計画事業として取り組みます。あゆみの家において生活介護事業の定員拡充を図るほか、福祉作業所を多機能型事業所とし、既存の就労継続支援B型事業に加え生活介護事業を実施することで、日中活動の場の確保を図ってまいります。今後も利用者の動向を踏まえ、適切な対応をしてまいります。
113	89	第2部 第3章 個別施策18	既存の施設のこれ以上の定員拡大は無理があります。区立民営での生活介護施設の新設をしてほしい。	E意見として伺う	
114	89	第2部 第3章 個別施策18	生活介護施設の多機能化による定員の拡充はもちろんです。新規の生活介護事業所の開設についても検討に入れて下さい。	E意見として伺う	
115	89	第2部 第3章 個別施策18	卒業後に入れる施設の立ち上げを計画してください(区立民営で)。	E意見として伺う	
116	89	第2部 第3章 個別施策18 個別施策19	生活実習所の定員拡充は現在の建物では難しい。また、就労継続B型作業所の多機能化は高齢化への対策であり、最重度の知的障害者に対応できるものではない。事業所の新規開設をめざしてほしい。	E意見として伺う	
117	91	第2部 第3章 個別施策19	国・都などの規定にはめず、状況を良く見て支援員の配置を手厚くして下さい。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
118	91	第2部 第3章 個別施策19	就労継続支援B型が生活介護も提供できるように多機能化しても、人が移動するわけではないので、事業所としての定員は変わりません。新たに学校を卒業する人たちの生活介護、B型の進路先が足りなくなるの目に見えています。新たな生活介護事業所が必要です。	E意見として伺う	<p>E意見として伺います。</p> <p>特別支援学校卒業生の進路先確保及び障害の重度化・高齢化への対応のため、区内の生活介護事業の充実を第一次実行計画の計画事業として取り組みます。</p> <p>あゆみの家において生活介護事業の定員拡充を図るほか、福祉作業所を多機能型事業所とし、既存の就労継続支援B型事業に加え生活介護事業を実施することで、日中活動の場の確保を図ってまいります。今後も利用者の動向を踏まえ、適切な対応をしてまいります。</p>
119	91	第2部 第3章 個別目標3	高齢化や障害の重度化により就労継続B型支援から移行する方、卒業後の進路として選択する方等により生活介護施設の不足は明白です。根本的解決のため、生活介護施設の新設が必要だと思えます。	E意見として伺う	
120	91	第2部 第3章 個別施策19	定員拡充や多機能化だけでは生活介護の数は足りない。出席日数で調整などはあつてはならないため、生活介護施設の新設をしてください。用地確保を積極的に行ってください。	E意見として伺う	
121	91	第2部 第3章 個別施策19	生活介護事業所の不足は多機能化だけでは対応できません。また、数年度の多機能化をにらんで生活介護希望の方を入れることで、すでに入所している人の活動場所が減ったりサービスの低下につながります。新しい生活介護事業所の設置をお願いします。	E意見として伺う	
122	91	第2部 第3章 個別施策19	生活介護施設の新設の新設を希望します。	E意見として伺う	
123	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所は定員いっぱいの状況。今後3か年、今の施設で生活介護利用者を受け入れるのは不可能。利用者たちの活動の場を削ってまで受け入れるのは許し難い。何か事故、問題が起きてからでは手遅れです。今後3か年計画の中に、生活介護施設の開設を入れて下さい。	E意見として伺う	
124	91	第2部 第3章 個別施策19	重度知的障害者の施設は、生活実習所とあゆみの家の一部、シャロームの一部だけです。人数増による利用日数の制限はしないで生活介護施設の新設をお願いします。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
125	91	第2部 第3章 個別施策19	重い障害を持っている方を定員オーバーで受入れたら安全は確保できない。新生活実習所について移転等を検討してほしい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>特別支援学校卒業生の進路先確保及び障害の重度化・高齢化への対応のため、区内の生活介護事業の充実を第一次実行計画の計画事業として取り組みます。</p> <p>あゆみの家において生活介護事業の定員拡充を図るほか、福祉作業所を多機能型事業所とし、既存の就労継続支援B型事業に加え生活介護事業を実施することで、日中活動の場の確保を図ってまいります。</p> <p>また新宿生活実習所の環境改善等については、活動室として使えるスペースの拡充をする等、整備を進めるほか、利用者の数に応じた職員を配置するなど、利用者の動向を踏まえ、適切に対応していきます。</p>
126	91	第2部 第3章 個別施策19	生活実習所の定員拡充は現在の建物では難しい。また、就労継続B型作業所の多機能化は高齢化への対策であり、最重度の知的障害者に対応できるものではない。事業所の新規開設をめざしてほしい。	E意見として伺う	
127	91	第2部 第3章 個別施策19	生活実習所の不足に早急に対応してほしい。	E意見として伺う	
128	91	第2部 第3章 個別施策19	生活実習所の改修または新設を明記して下さい。来年度以降の定員オーバーでは大きな事故のリスクは高まります。	E意見として伺う	
129	91	第2部 第3章 個別目標3 個別施策19	生活実習所は定員がいっぱいでは活動にも影響が出ています。さらに定員を拡充する、また、就労継続B型作業所の多機能化など名目だけの充実をアピールせずに事業所の新規開設をめざしてほしい。	E意見として伺う	
130	91	第2部 第3章 個別施策19	新たに生活介護施設を作る方針を掲げてほしい。多機能化による生活介護の枠は高齢化への対策のほずで、新たに特別支援学校高等部生徒の実習生を受入れている事に疑問を感じる。また就労継続B型の定員を減らす事で就労にチャレンジする機会も減ってしまうのではないかと。	E意見として伺う	
131	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿実習所は現在定員が上限まで来ています。個々のパーソナルスペースが確保されず、既存の施設内での活動にはかなりの制約が生じています。高齢化による障害の重度化の場合と、学校卒業後すぐに生活実習所を希望する場合とは意味合いが違います。生活実習所を新たに1つ作るという数値目標を明記して下さい。	E意見として伺う	
132	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所の環境を(複数施設が同一建物に入っている点等)改善してほしい。災害時に避難する手段が何も無い状態は問題です。	E意見として伺う	
133	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所の環境を(複数施設が同一建物に入っている点等)改善してほしい。	E意見として伺う	
134	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所の環境を(複数施設が同一建物に入っている点等)改善してほしい(移転、新設等)。	E意見として伺う	
135	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所の環境を(複数施設が同一建物に入っている点等)改善してほしい。災害時の避難方法もめどが立っていない状況です。また、新たな生活介護施設を作れば解決できるのではないのでしょうか。	E意見として伺う	
136	91	第2部 第3章 個別施策19	新宿生活実習所の環境を(複数施設が同一建物に入っている点等)改善してほしい。新たな生活介護施設を作してほしい。	E意見として伺う	
137	91	第2部 第3章 個別施策19	生活介護施設の新設をしてほしい。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
138	91	第2部 第3章 個別施策19	区立指定管理の生活介護事業所の定員増に対しては、看護職員も増員して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 あゆみの家の定員増や利用者の障害の重度化に伴い、過不足ない支援の手が必要であり、また、職員の労働環境の確保も重要であると考えます。定員増の際は、必要な職員配置を指定管理者と協議し対応していきます。
139	91	第2部 第3章 個別施策19	あゆみの家の定員増に対する看護職員の増員をお願いします。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
140	91	第2部 第3章 個別施策19	「若年性認知症」に適したデイ・サービス(通所)の増設がなければ在宅介護者の負担軽減にならないことから、地域移行や地域定着までいかない。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
141	91	第2部 第3章 個別施策19	区立の指定管理施設の定員が増える場合には今と同じ体制でケアできるように職員を増やしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区立の指定管理施設において、定員を超えて利用者を受け入れる場合、協定に沿った職員配置で、これまでと同じ体制で支援できるよう、指定管理者と協議していきます。
142	91	第2部 第3章 個別施策19	新規施設の設置、就労から就労支援B型の施設の新設による定員増加、看護師の増員を計画の中に入れて下さい	E意見として伺う	ご意見として伺います。 なお、生活実習所の看護師の増員については、利用者の状況をふまえ、指定管理者と共に検討していきます。
143	91	第2部 第3章 個別施策19	作業所終了後の居場所を作してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、一人ひとりのサービス利用意向や日常生活・家族状況などを勘案し、必要に応じて日中活動系の通所事業の支給決定に移動支援や居宅介護等のヘルパー利用、日中ショートステイ等の支給決定を合わせて行っています。通所事業の終了後の余暇時間の支援については個別にご相談ください。 日中活動系の事業を同日に2カ所利用することは、現行の制度では制約がありますので、今後の課題といたします。
144	91	第2部 第3章 個別施策19	生活介護の中で食事や排せつのケアは大切ですが、それだけでなく作業をするなど活動内容充実させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現在も、生活介護事業の中で、利用者個人の特性に応じて作業も実施しております。具体的な支援内容については、施設にご相談ください。
145	91	第2部 第3章 個別施策19	素案は問題点(生活介護施設やB型作業所の不足している現状)がわかり難く解決策が記入されていない。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 素案のP91、92には障害者の高齢化、障害の重度化・重複化や発達障害者、高次脳機能障害者に対応した日中活動の場が必要とされているという趣旨の記載と就労継続B型施設の多機能化、生活介護施設の定員拡充や、広域的な情報収集、事業者への支援等の解決策が記載されています。
146	91	第2部 第3章 個別施策19	高田馬場福祉作業所を多機能化すると作業と生活介護のスペースのすみわけが難しい。多機能化は現在通所する方の高齢化のために使い、分室等にし新たな生活介護を作してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 多機能化後は、就労支援B型作業所と生活介護のフロアを別にするなど、利用者・支援者ともに混乱のないような施設とすることを検討しております。 また、生活介護事業は、これまで高田馬場福祉作業所をご利用いただいていた方の移行先としての機能も持つものです。 なお、現在別施設での分室という形での拡充は検討しておりません。
147	91	第2部 第3章 個別施策19	生活実習所の看護師をもう一人増やして下さい。50人に1人はきついのと思います。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 看護師の増配置については、利用者の状況を踏まえ、今後、指定管理者と共に検討していきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
148	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームを1年に1カ所新設してほしい。	E意見として伺う	<p>グループホーム設置に関するご意見：42件 (内訳) B（ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです）：3件 C（ご意見の趣旨に沿って計画を推進します）：14件 D（ご意見は今後の取組みの参考とします）：2件 E（ご意見として伺います）：20件</p> <p>区は基本的な方針として、在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、建設費の助成等を行いグループホームの設置の促進を目指していきます。グループホームの整備運営について、設置相談を受けた場合には、必要な情報を提供し、設置につなげられるよう事業者を支援していきます。グループホームの設置主体や障害種別などを限定せず、対象とする障害や障害の程度、開設</p> <p>ご意見として伺います。社会福祉法人等の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう、対象とする障害や障害の程度、開設時期について、協議していきます。</p>
149	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホーム(視覚障害者専用)の新設を希望します。	E意見として伺う	
150	93	第2部 第3章 個別施策20	重度障がい者(身体・知的)のためのグループホーム設置推進を計画に入れて下さい。	E意見として伺う	
151	93	第2部 第3章 個別施策20	肢体不自由者のグループホームの新設を希望します。	E意見として伺う	
152	93	第2部 第3章 個別施策20	親亡き後にも安心して住み続けられるために、数値目標として1つ以上区内にグループホームを掲げてほしい。	E意見として伺う	
153	93	第2部 第3章 個別施策20	親亡き後も新宿に住み続けられるようにグループホームの新設を希望します。新宿区に生まれ育ち地域になじんでいる本人が今後も住み続けられるように、段階的に数値目標を設定し、グループホームを増設してください。	E意見として伺う	
154	93	第2部 第3章 個別施策20	親の高齢化でグループホームを考えますが、重度の知的障害者のホームは数が少ない。親亡き後を考えてグループホームの設置をして下さい。	E意見として伺う	
155	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームの整備運営について、設置相談を受けた場合には、とありますが、区として積極的にグループホームの増設を計画する旨、計画に入れて下さい。区の積極的な姿勢を期待しています。	E意見として伺う	
156	93	第2部 第3章 個別施策20	区内に肢体不自由者対象のグループホームを新設していただき、今と同じような毎日を送れることを望みます。区立でとか、肢体単独が難しいなら、民間支援やどこか併設でも、障害があってもずっと同じ地域で暮らせる新宿区であれば、嬉しい限りです。どうか肢体不自由者対象のグループホームの新設計画をお願い致します。	E意見として伺う	
157	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホーム(聴覚障害者専用)の新設を希望します。ホーム職員とのコミュニケーションが円滑に通じるように。	E意見として伺う	
158	93	第2部 第3章 個別施策20	区内の重度心身障害者、肢体不自由のグループホームの建設をお願い致します。親が亡き後も住み慣れた地域で生きていけるよう、安心して親が死ねるようにしてください。	E意見として伺う	
159	93	第2部 第3章 個別施策20	親も高齢になってきて、持病もあり、今自分たちの親の介護も加わり、今後本人へのサポートが難しくなってきます。本人の通う作業所の近くに是非グループホームを作ってください。	E意見として伺う	
160	93	第2部 第3章 個別施策20	重度障害者に対応した手厚い介助のできるグループホームを作っていただきたい。	E意見として伺う	
161	93	第2部 第3章 個別施策20	介護者の高齢化等に対応するため、肢体不自由者に対し、区内にグループホームの新設をお願いします。	E意見として伺う	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
162	93	第2部 第3章 個別施策20	軽度の人のグループホームの新設を希望します。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	<p>ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間によるグループホーム設置促進を支援していきます。また、活用できる公有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。対象とする障害や障害の程度、開設時期については、社会福祉法人等と協議し、法人の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう、取り組んでいきます。</p>
163	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームが増加してくれることを切に願っていますが、現実問題として難しい事であると考えております。軽度の障がい者を持つ親として、将来の暮らしには不安を感じます。親亡き後も安心して住める場所のサポートが充実することを望みます。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
164	93	第2部 第3章 個別施策20	親亡き後も兄弟が面倒を見るという関係ではなく、それぞれの人生を中心に考えられる社会になってほしい。そのために安心して住める場所の確保を(グループホームを含む)	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
165	93	第2部 第3章 個別施策20	将来の事が不安です。ぜひグループホームの建設をお願いします。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
166	93	第2部 第3章 個別施策20	親子高齢化、親亡き後も当事者たちが地域で安心して暮らせるグループホーム・施設開設に向けて空家・公営住宅の利用を推し進めて下さい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
167	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームと施設の新設を希望します。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
168	93	第2部 第3章 個別施策20	新宿区内の施設またはグループホームを増やして頂きたいと思ひます。現状ではまだまだ不足しています。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
169	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームを増やして下さい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
170	93	第2部 第3章 個別施策20	知的障害者に対してグループホームの設置数が少ないので高齢化の進んだ本人の居場所がありません。親亡き後の生きていくところが無いです。障害の重さはそれぞれ違い100通りです。新宿区で暮らすすべての障害者がよかったですと言える生活を手に入れられるように、お願いいたします。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
171	93	第2部 第3章 個別施策20	知的障害者の地域移行と地域生活支援のために住み慣れた区内でのグループホーム、入所施設の増設を希望。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
172	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームの数も少なく、計画に入れてほしいと思ひます。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
173	93	第2部 第3章 個別施策20	障害が重くても、遠くの大規模入所施設ではなく、街の中に当たり前にあるグループホームで、日中活動の場に通いながら支援者の支援を受けて過ごすことが最もあるべき姿だと思います。グループホームは開設まで長い時間がかかり、これからもっともっと数が必要になります。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
174	93	第2部 第3章 個別施策20	入所者の高齢化による必要性が増えると感じるため、グループホームでの医療的ケアへの対応を希望します。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。障害の重度化や高齢化への対応の必要性については、認識しています。グループホームでの医療的ケアについては、社会福祉法人等と協議し、法人の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう、取り組んでいきます。
175	93	第2部 第3章 個別施策20	重度の障害者が生活するためにグループホームで訪問看護を利用できることは重要です。	D今後の取組の参考とする	
176	93	第2部 第3章 個別施策20	主たる支援者である家族の高齢化により、緊急性が高い短期入所や日中一時預かりが増えています。短期的なものもあれば、ショートやミドル対応で短期入所事業所が対応することが可能ですが、入院が長引く、死亡してしまうなどにより、生活拠点を変えなければならないケースも多くなっているために、グループホームや24時間の支援が整った施設の拡充が急務と言えます。また、地域生活への移行にあたっては、入所支援施設などからグループホームなどへの移行が計画されていますが、現状の区内のグループホームの数では、移行させるにも待機者が多く、移行先を見つけることが困難です。区設民営によるグループホームの建設を計画化して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 今のところ区立民営のグループホームの新規設置の予定はありません。 社会福祉法人等への必要な情報提供が設置促進につながるものと認識しており、機会を捉えて積極的な情報提供に努めます。
177	93	第2部 第3章 個別施策20	区立民営で肢体不自由者のグループホーム（福祉ホーム）を計画して下さい。	E意見として伺う	
178	93	第2部 第3章 個別施策20	区立民営のグループホームの新設をお願いします。	E意見として伺う	
179	93	第2部 第3章 個別施策20	区内は地価も高く、広いスペースや機器が必要なことから重度肢体不自由者のグループホームは新設されていない。民間事業者への支援ではなく、区立民営の福祉ホーム・重度身体障害者グループホームの新設を計画して下さい。	E意見として伺う	
180	93	第2部 第3章 個別施策20	新規福祉施設の開設に際してはグループホームの組み込みを検討して下さい。その際は別法人でも運営が可能になるような仕組みを創設して下さい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。設置促進に向け、特別養護老人ホーム等との合築なども視野に入れ、関係部署と協議しながら、積極的に検討していきます。
181	93	第2部 第3章 個別施策20	新しく福祉施設が出来る時には、敷地内や建物内にグループホームを入れて下さい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	
182	93	第2部 第3章 個別施策20	重度身体障害者のためのグループホーム設置のために事業者に対し区有地等の情報提供をしてください。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	
183	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホーム設置推進のために区有地等の活用をしてください。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。活用できる公有地等がある場合、グループホームの整備につながるよう、引き続き、社会福祉法人等への積極的な情報提供に努めます。
184	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホーム設置のために区有地等の情報提供をお願いします。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	
185	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームもしくは高齢化した親と一緒に入居できる老人ホームの新設を希望します。	E意見として伺う	ご意見として伺います。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
186	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームそばにサテライト居室を確保し、自立していくことでグループホームを循環させられるような仕組みを作ってほしい	E意見として伺う	ご意見として伺います。 本年11月に開設されたグループホームに、ショートステイ1床が併設されましたので、ご利用ください。今後の利用状況を見守るとともに、社会福祉法人等がグループホームを整備する際には、ショートステイの併設について法人と協議をしていきます。区内のグループホームに空きができた場合、区民が入居できるよう、法人と協議していきます。
187	93	第2部 第3章 個別施策20	親亡き後も安心して住める場所の確保を具体的な施策で示してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、重点的な取り組みとして、地域生活支援体制の推進を掲げています。地域で生活していた障害者が生活基盤を失ったり、状況が大きく変化した状況においても、地域での生活が継続できるように、地域の体制づくりを検討していきます。
188	93	第2部 第3章 個別施策20	現在ある二か所の重度身体障害者グループホームの入居者も高齢化・重度化しています。今後これらの利用者に対するホームヘルパーの支給量が減ることのないようにしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現在入居している利用者の方の状況を把握させていただきながら、日常生活に支障がないように対応していきます。
189	93	第2部 第3章 個別施策20	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害者が円滑に民間住宅を借りられるよう行政からの支援により不当な拒否を解消して頂きたい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するための二つの施策を更に拡充します。一つ目は、住宅相談における住み替え相談によるサポート体制の強化です。区内不動産業団体が指定した住み替え促進協力店を通じて家主への啓発を図るとともに、住宅相談員が、空き物件情報を提供します。二つ目は、賃貸借契約に伴い保証委託契約をした場合に支払った保証料の一部を助成します。保証委託契約の締結は、家主さんが安心して賃貸借契約を締結する手立てのひとつになります。
190	93	第2部 第3章 個別施策20	親亡き後のこととして、グループホーム・入所施設を拡充してほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区としては、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間によるグループホーム設置促進を支援していきます。 また、活用できる公有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。 なお、現在区内には入所施設として「新宿げやき園」及び「シャロームみなみ風」がありますが、安定した施設運営や支援体制の向上に向けて運営事業者と協力していきます。
191	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホーム、短期入所の新設を希望します。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間によるグループホーム設置促進を支援していきます。 また、活用できる公有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。
192	93	第2部 第3章 個別施策20	グループホームには入れず、短期入所も使いたいときに使えない。親亡き後もすぐ受け入れてもらえる場を作ってほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	対象とする障害や障害の程度、開設時期については、社会福祉法人等と協議し、法人の特性を活かしながら、多様なグループホームの整備につながるよう、取り組んでいきます。 その際、短期入所の併設についても併せて法人と協議をしていきます。
193	95	第2部 第3章 個別施策21	げやき園の支援員を増員してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 新宿げやき園は、民間の施設であることから区が人員を増やすことはできませんが、適切な職員配置がなされるよう助言・指導を行っていきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
194	100	第2部 第3章 個別施策24	就労定着支援が創設され、ますます企業に対する理解の促進が必要であると考えます。障害者の受け入れ企業の拡充を図るなどの取り組みを計画化して下さい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。新宿区勤労者・仕事支援センターでは、国の障害者雇用施策や企業支援策を活用するため、ハローワーク等の関係機関と連携して、企業に対して障害特性や配慮事項を伝えたり、雇用管理上の助言を行ったりすることで、障害者に対する理解促進を図っています。また、雇用を検討している企業に対して、求めに応じて情報提供や助言を行っています。
195	100	第2部 第3章 個別施策24	視覚障害者の一般企業への就労推進やマッサージなど有資格者への就労支援をしていただきたい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。就労継続支援B型事業所に対しては、補助要綱に沿って補助を実施しています。障害者福祉センター内のマッサージ室については、利用が増えるよう、区報への案内の掲載等、今後も積極的な広報に努めます。また、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るとともに、マッサージの施術に携わる視覚障害者の施術の機会を提供することを目的とし、区内在住の60歳以上の方を対象に、シニア活動館、地域交流館、清風園で高齢者マッサージサービスを実施しています。また、平成30年2月に開館した「薬王寺地域ささえあい館」においても、マッサージサービスを実施しています。
196	101	第2部 第3章 個別施策25	就労支援の充実のために実習や研修機会を増やす等を行ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
197	104	第2部 第3章 個別施策26	就労定着支援の対象にならない障害者(学校卒業後直接就労した場合)も区の独自施策により就労定着支援の対象者としてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。国の示す枠組みから外れた学校やハローワークから直接一般就労した障害のある方を独自施策により対象とする事はできませんが、従来、新宿区勤労者・仕事支援センター等で実施している職場定着のための支援を利用することができます。
198	106	第2部 第3章 個別施策27	手話通訳者の報酬面の処遇改善を図り、積極的に手話通訳者の仕事を提供できる仕組みについて検討して下さい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。聴覚障害者が区の各課窓口で円滑な手続きが行われるよう、毎週火曜日と金曜日に本庁舎1階に手話通訳者を設置しているほか、筆談用具を常備するなどコミュニケーションの利便を図っています。区役所や特別出張所に常時通訳者を置く予定はありませんが、区が実施する事業(協議会、説明会等)へ円滑に手話通訳者が設置されるよう、派遣事務を障害者福祉課でとりまとめて、派遣の充実に繋げています。このような取組みを通じて手話通訳者の就労機会を増やすことで少しでも、手話通訳者の身分保障となるよう努めていきます。
199	110	第2部 第3章 個別施策30 個別施策33 個別施策34	障害者差別解消法の認知度を高める取り組みを継続的に実施し、心のバリアフリーの促進に努めて下さい。特に人間形成時期である学齢期に取組んでほしい。障害理解・啓発については、スクールカウンセラーに日常的に相談できる対応を検討してほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見は計画の内容に含まれています。区立学校では、平成29年度より障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を推進しています。活動をとおして、児童・生徒は障害への理解を深めています。スクールカウンセラーについては、都のスクールカウンセラーが全小・中学校に配置され、区独自に採用しているスクールカウンセラーと合わせて、小学校では週2日～3日、中学校には週3日配置しています。現在のところ、常勤化の予定はありません。ご指摘のとおり、スクールカウンセラーは、カウンセリングや臨床心理学の専門的な知識・技能を有することから、学習面や行動面で困難を示す児童・生徒への支援に係る助言・援助等を行うとともに、教職員と連携して、児童・生徒の心の健康保持に努めてまいります。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区対応	区の考え方
200	110	第2部 第3章 個別目標6 個別目標7	個別目標6「障害者の権利を守り安心して生活できるための支援」と個別目標7「こころのバリアフリーの促進」は一つにまとめられるのではないか。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。
201	110	第2部 第3章 個別施策30	区職員の現場からの撤退が進んで、障害者の生活実態をきちんと知る区職員が減少しています。これにより、障害者のニーズや咄嗟の対応が出来ない職員が増えてきています。数回の研修や対応マニュアルだけでは、「質のいいサービス」は提供出来ません。障害施設現場研修を増やす政策を盛り込んで下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 ご指摘の通り、区立障害者福祉施設が区営から指定管理者による運営に順次切り替えられたことにより、区職員で障害者福祉施設での現場経験者は減少しています。区では、区立指定管理施設での現場実習や、民間事業所も含めた職員の相互研修、知的障害・自閉症疑似体験を盛り込んだ職員研修を実施し、今後とも職員の障害理解の促進に努めていきます。
202	110	第2部 第3章 個別施策30、個別施策33	障害者の権利擁護について、障害者の自己決定権を尊重した意思決定支援に言及してほしい。障害理解への啓発活動の推進について、障害疑似体験等を具体的に取り上げてほしい。	A意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 障害者の人権尊重、意思決定支援の重要性について、記載することとします。障害理解の啓発について、障害疑似体験の記載を追加します。
203	115	第2部 第3章 個別施策33	外見から分からない障害者に対するヘルプカードのようなものがあればよい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 ヘルプカードは、特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求めるときに有効です。
204	115	第2部 第3章 個別施策33	障害者差別解消法の周知について、当事者団体との連携協力や障害理解のためのキャラバン隊の活用等具体的な方策を明記してほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 頂きましたご意見のように、当事者・ご家族との連携協力が障害理解を後押しすると考えています。障害者疑似体験等の取組の充実について記載を追加します。
205	117	第2部 第3章 個別施策34	オリ・パラの機運に乗って力を入れられているが、オリ・パラ後も継続して障害理解教育の推進、福祉教育の充実をするべき。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見は計画の内容に含まれています。 区立学校で推進する障害者理解教育については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として実施するもので、大会終了後も継続していく予定です。 各学校での取組みの具体的なあり方については、平成28年度に指定したモデル校の実践を各学校に周知するとともに、児童・生徒が授業の中で活用できる区独自の教材を開発する予定です。
206	117	第2部 第3章 個別施策34	障害者理解教育の推進について 介護者の体験談など家族会などの協力を得て、出前式の講演などを利用。大掛かりではなく、ミニ集会が効果的である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
207	117	第2部 第3章 個別施策34	障害者理解教育の推進について家族会会場などを利用しての啓発活動が効果的である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
208	117	第2部 第3章 個別施策34	教育関係者に対する高次脳機能障害者への理解を深める為の施策をお願いします。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 教育委員会では、教員の障害者理解を進めるために、年間を通してさまざまな研修を実施しています。今後も計画的な研修を行い、教員の障害に対する理解促進を図ってまいります。
209	117	第2部 第3章 個別施策34	障害者疑似体験を職員研修だけでなく各施設や区民の理解啓発にも活用する旨、計画に載せて下さい。出来れば、学校などで児童の時から理解が進められるよう計画に載せて頂きたいです。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 区立学校では、平成29年度より障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を推進しています。各学校では、障害者スポーツ体験の前後で、疑似体験を取り入れる等、事前・事後学習の中で障害への理解を深めています。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区への対応	区の考え方
210	117	第2部 第3章 個別施策34 個別施策36	エレベーターやスロープ等学校のバリアフリー化を行ってください(災害時の避難所として、また、副籍交流に車いすの児童も参加できるように)。	D今後の取組の参考とする	新宿養護学校では、保護者希望をもとに、児童・生徒の地域の小・中学校と連携して年数回交流しています。その結果、子どもと地域の方が顔見知りになったり、地域の行事等で声をかけ合ったりするなど、交流が進んでおります。学校施設のバリアフリー化については、できる範囲で進めてきましたが、現状、十分でないことは認識しています。また建物の構造上、エレベーターの設置などは困難なケースも多いため、大規模改修等に合わせて施設の状況に応じた適切な措置を行ってまいります。
211	120	第2部 第3章 個別施策36	「互いに交流しあえる機会の充実」について出前式の講演などを利用。大掛かりではなく、ミニ集会が効果的である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。必要に応じて患者会や家族会などの協力を得て講習会を開催することもあります。今後もいろいろな機会を捉えて、互いに交流しあえる機会の充実を図ってまいります。
212	120	第2部 第3章 個別施策36	学生の学習として「家族会に参加」し、介護者や障害者との交流してはどうか。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。年代に限らず、障害のある人と障害のない人とが相互に理解し合うことは障害理解の促進につながる重要な機会であると認識しています。
213	124	第2部 第3章 個別施策39	点字ブロックの敷設をすすめてほしい。(例)諏訪通りは、西早稲田駅から(区立)障害者福祉センターまでよく利用するので、途切れず敷設してください。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。今後も、視覚障害者誘導用ブロックの設置等の整備を進めてまいります。なお、諏訪通りへの設置については、道路管理者である東京都にご意見を伝えます。
214	124	第2部 第3章 個別施策39	音響信号がまだまだ少なく、音響が止まる時間帯もある。大きな道路を無音時に横断するのは非常に危険を感じる。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。ご意見は、信号機を管理している警察に伝えます。
215	124	第2部 第3章 個別施策39	駅構内のホームドアの設置やエスカレーターの上り下りのアナウンスによる安全確保をしてください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。鉄道駅の安全性向上や、快適な利用空間を整備するため、ホームドア・エレベーターの設置促進を図ります。エスカレーターの案内については、課題として捉えています。
216	124	第2部 第3章 個別施策39、40	ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進、人にやさしい建築物づくりについて検討会を実施し、意見が反映できる場を設置して下さい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。一定規模の建築物では、バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例などに基づき建設されています。今後、一定規模の建築物の建設を行う際には、ユニバーサルデザインを取り入れた建築物の整備を進めるため、さまざまな利用者の意見が反映できるように検討してまいります。
217	127	第2部 第3章 個別施策40	新宿区内のトイレに、収納式多目的シート、パブリック用折り畳みシート(TOTO参照)をもっと増やしてほしい。また、そのマップを作成してほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。新宿区の公式ホームページで区内の公共施設や鉄道駅、商業施設などのバリアフリー情報を発信しています。その中には多目的シートの有無についても掲載されており、バリアフリーマップは1年に1回更新しています。
218	128	第2部 第3章 個別施策41	災害時に個々の障害者がどの福祉避難所を利用するか調査、確認してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。現在、区立障害者施設を福祉避難所としていますが、区内民間障害者施設を福祉避難所として開設できるよう、民間事業者との協定締結を進めています。一方、災害が起きても自宅で暮らし続けられるよう、備えることが重要である旨周知してまいります。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
219	128	第2部 第3章 個別施策41	災害時、真に必要な要配慮者は最初から福祉避難所を利用できるような計画にしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 避難所については、原則として、地域による学校等の一次避難所が開設され、続いて準備が整い次第、福祉避難所が開設されます。 現在、一次避難所では、障害者・高齢者等の要配慮者の方のためのスペースの確保を進めており、福祉避難所については、区立障害者施設のほか、区内障害者施設を福祉避難所として開設できるよう、民間事業者との協定締結を進めています。
220	128	第2部 第3章 個別施策41	災害時の行動は個々の障害者の状況により異なるため、災害時の個別計画を平時のうちによりしっかり作って下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 避難すべきかどうかは、個々の障害の状況よりも、自宅や周辺の被災の状況によって変化すると考えています。 それを踏まえて、個別計画については、要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、自助・共助を促して参ります。
221	128	第2部 第3章 個別施策41	避難所に行けない障害者にも確実に物資や情報が届くように、事前にパスを発行する等の仕組みの構築をしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 首都直下地震などの災害発生時には、防災スピーカーをはじめ、公式ホームページ、エリアメール、公式ツイッター、フェイスブック、ラインなど、様々なツールを活用して、迅速かつ確に情報提供を行います。なお、これまでの大規模災害では、ライフライン停止時もラジオによる情報収集が有効であったと報告されていますので、各家庭においても、食糧等の備蓄のほか、ラジオの用意もお願いします。 また、災害時には「人・物・情報」が集まる学校避難所を地域の災害活動拠点とし、応急活動を行うこととしています。 ご心配されている在宅避難者への支援については、防災区民組織、民生委員・児童委員、避難所運営管理協議会及び避難者などの協力を得ながら、食糧等の配給や災害情報等の提供などの支援活動を実施します。 ただ、発災時に、大切な生命・財産を守るためには、自助による事前の備えと、共助による助け合いが非常に重要です。まず、自宅の耐震診断、家具類の転倒移動防止、食糧等の備蓄のほか、日頃からご近所とのお付き合いを大切に、顔の見える関係づくりに取り組んで下さい。 ご提案のパスの発行については、ご意見として伺います。
222	128	第2部 第3章 個別施策41	高齢者緊急通報システムについて聴覚障害者も対象としてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区が実施する緊急通報システムには高齢者緊急通報システムと身体障害者等緊急通報システムの2種類があります。いずれもご自宅に、警備会社(東京消防庁)へ通報できる無線発報器を設置するものです。高齢者緊急通報システムは、65歳以上の一人暮らし等で慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象としています。また、身体障害者等緊急通報システムは身体障害者手帳1、2級の方を対象とし、障害種別や年齢を限定していません。個別の状況に応じて対応いたしますのでご相談ください。 また、東京消防庁では、音声(肉声)による119番通報が困難な聴覚障害者等を対象とした火災や救急などの通報として、緊急ネット通報及び119番ファクシミリ通報を整備しています。

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
223	128	第2部 第3章 個別施策41	避難所で中長期生活する事も想定し災害時の避難所や、仮設住宅の整備にあたっては区独自にユニバーサル住宅ガイドラインの作成を検討して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 避難所のバリアフリー化については、小、中学校等、避難所となるそれぞれの施設の中長期修繕計画による改修の際に障害者の方にも配慮した設備整備を検討します。また、女性・障害者の視点を入れた避難所対策として要配慮者専用スペースの設置等を避難所運営に反映しています。応急仮設住宅は、災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し応急的に都道府県が供給するもので、区市町村は建設用地を提供することとなっています。東京都地域防災計画には、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅を建設する旨明記されています。
224	141	第3部 第2章 第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績	第4期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績以外の部分も全て検証し一層充実をさせてほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。 第4期の目標としてPDCAサイクルで検証した項目以外についても例えば、サービスの必要量見込については過去の実績と実現可能な整備量、今後のニーズ等を踏まえて検討しています。また、個別施策についても数値化できない指標も多くありますが、一つ一つ検証した上で今後の方向性を検討しています。
225	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	第3章-1 第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標1について「重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保」としてを区内に少なくとも1カ所以上事業所を確保するとしているが、医療的ケア児も含まれているのか。また、需要ニーズに対し、充足できていない部分の代替手段や、より早期に毎日利用できる規模の事業所の確保を望む。	E意見として伺う	
226	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	医療的ケア児を受け入れる放課後デイサービスは、32年度までに少なくとも一カ所設置という目標になっていますが、すでにある事業所を1カ所と考えています。しかし、医療的ケア児の受け入れは月に2日と限られており、その状態で1ヶ所整備済みとするのは乱暴すぎます。すでに達成した目標をかかげたり、すでにあるものを今後の目標かのように発表するのは、問題だと思えます。具体的施策を明らかにし、説明してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害児福祉計画及び障害福祉計画の目標については国が示す基本指針及び都の目標設定の考え方を参考に、区が設定しています。すでに整備済みと捉えている目標もありますが、計画期間中に、実現可能なものから一層の充実を図っていきたいと考えます。特に医療的ケア児の支援について十分でないというのは重々承知していますので、今後充実を努めたいと思えます。
227	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標1について「重度心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1箇所以上確保します」という目標に対し、すでにある事業所を以て整備済みとしているが、常時利用できる事業所ではない。週5日医療的ケア児を受入れられる事業所もしくは既存の事業所と別に少なくとも1カ所以上確保するという目標を掲げて欲しい。	D今後の取組の参考とする	

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
228	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	医療的ケア児のための協議の場は既存の協議会ではなく新たな設置を望みます。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 協議で検討する内容は新たな協議会でも既存の協議会を活用した場であってもまた、参加する関係機関の職員も重複する事が多いと予想されます。沢山の会議体が増えていくよりも、既存の会議体を活用する方が継続的な協議や検討が可能であるメリットを重視し、新たな会議体を持つことは検討していません。
229	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	医療的ケア児のための協議の場は既存の協議会ではなく新たな協議の場の設置を望みます。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区立小学校及び新宿養護学校での放課後子どもひろばは放課後等デイサービスとは異なる事業のため、障害児福祉計画の目標設定には該当していません。 新宿養護学校での放課後子どもひろばは、月に2回程度、NPO法人ひまわりProjectTeamに委託して実施してます。看護師の確保などの課題がありますが、回数を増やせないか今後検討していきます。
230	145	第3部 第3章 1 第1期新宿区障害児福祉計画の目標	肢体不自由児の放課後子どもひろばはすでに実施している認識との事だが、不定期開催では到底実施しているとは言い難い。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 素案には区内の事業所のみ記載していますが、実際には区外(東京都)、都外の事業所を利用されている方も多くおられます。必要量見込みは、区内の事業所だけでなく、区民の方が利用されている事業所全てを対象に算出しています。サービスの種類により方法は異なりますが、各施設の定員と実際のひと月の利用者数など今後の需要に大きく影響を及ぼすものについては、詳細な計算を行っています。スペースの関係で一つ一つの事業所についての分析を掲載する事はできません。
231	151	第3部 第4章 サービス必要見込量、サービス提供体制確保の方策	障害福祉サービスの必要量見込について、各事業所の具体的な数字(現状と今後の推移、解決策、数)を表記してほしい	E意見として伺う	ご意見として伺います。 民間事業所に対する働きかけとしてできる事を記載しています。現状の仕組みの中でできる事を行いながら事業所の確保に努めています。
232	153	第3部 第4章 1障害児通所支援 3放課後等デイサービス	医療連携加算の周知だけで医療的ケアへの体制確保の方策は十分ではない。事業所と利用者のニーズにあった形になっているのか十分検証し、必要に応じて改善してほしい。	E意見として伺う	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 生活介護の定員増や利用者の障害の重度化に伴い、過不足ない支援の手が必要であり、また、職員の労働環境の確保も重要であると考えます。定員増の際には、必要な職員配置を指定管理者と協議し対応していきます。 また、区では、地域生活支援体制の推進の一環として研修事業を実施し、区内各事業所のサービス水準の向上・標準化を図っています。
233	161	第3部 第4章 2障害福祉サービス 6生活介護	生活介護の定員の増加によるサービスの内容や質が低下しないようお願いいたします	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見として伺います。 グループホームの見込み量については現状を分析した数です。給付の状況を想定して、そのような数字になっています。需要数と必ずしも一致していません。今後とも設置促進をめざし、設置相談を受けた場合には、必要な状況を提供し、設置につなげられるような事業者を支援します。
234	164	第3部 第4章 2障害福祉サービス 15グループホーム	障害福祉計画に記載されているグループホームの見込み量について、3年間での伸びは到底ニーズを満たしているとは言えないため再考を望む。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「相談支援」相談支援窓口の連携強化に出前式の講演などを利用。大掛かりではなく、ミニ集会が効果的である。
235	173	第3部 第4章 3地域生活支援事業 103相談支援	「相談支援」相談支援窓口の連携強化に出前式の講演などを利用。大掛かりではなく、ミニ集会が効果的である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
236	174	第3部 第4章 3地域生活支援事業 105 障害者自立支援協議会	障害者自立支援協議会の専門部会、作業部会の体制の見直しを明記して下さい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者自立支援協議会では、サービスを担う人材の育成や地域の社会資源ネットワークの有効活用のため、多様な構成員により、実効性を高める協議を行ってまいります。
237	175	第3部 第4章 3地域生活支援事業 107 成年後見制度利用支援	成年後見制度を使いやすい制度にしてほしい。	B意見の趣旨は計画の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画の方向性と同じです。区では、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人でも地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の推進機関である新宿区成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実等を行い、制度の利用促進を図っています。 また、制度の利用が必要な人に対する専門相談や申立費用等助成を行うとともに、市民後見人の養成と活用に取り組んでいます。今後、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会による法人後見を実施し、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるさらなる支援体制づくりに取り組んでまいります。
238	178	第3部 第4章 3地域生活支援事業 117 意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者の身分保障と手話講習会を増やすことで手話通訳者を増やしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区が実施する事業(協議会、説明会等)へ円滑に手話通訳者が設置されるよう、派遣事務を障害者福祉課でとりまとめ、派遣の充実に繋げています。このような取組みを通じて手話通訳者の就労機会を増やすことで少しでも、手話通訳者の身分保障となるよう努めてまいります。 また、日中活動できる手話通訳者を確保するため、平成30年度は屋間のクラスの割合を付増やす等、実際に活動できる手話通訳者を養成する取組を行います。
239	183	第3部 第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置	補装具の負担率3%を見直していくとありますが、低所得者、生活保護者と多少収入がある世帯との負担格差がないようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、サービス量と所得に着目した仕組みになり、平成25年に施行された障害者総合支援法でも引き続き負担能力に応じた利用者負担とする事が定められています。区は社会情勢を勘案し、利用者負担の発生する世帯での障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、負担軽減策を講じてきました。バランスの取れた社会保障制度の重要性が増す中で、新たな計画策定の際に、一部の負担割合を改定致しました。御理解いただきますよう、お願い致します。
240	185	第3部 第5章 新宿区における利用者負担の軽減措置	補装具費の負担軽減見直しについて子育て世帯の負担が大きくなり過ぎないように細かな段階を設けるなど考慮してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 補装具費については、障害者総合支援法では障害者等又はその世帯員(18歳以上の障害者は配偶者のみ)が区市町村民税所得割額46万円以上の場合は支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としてきました。今後とも支給対象とすることに変わりはありませんが、国の平成30年度からの補装具貸与と制度の開始に合わせ、適正な負担のあり方を検討し、これまでの負担率3%を見直し10%に改定する予定です。段階的な引き上げという措置は検討しておりません。
241	183	第3部 第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置	サービス利用における自己負担割合について段階的に上げてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 補装具費については、障害者総合支援法では障害者等又はその世帯員(18歳以上の障害者は配偶者のみ)が区市町村民税所得割額46万円以上の場合には支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としてきました。今後とも支給対象とすることに変わりはありませんが、国の平成30年度からの補装具貸与と制度の開始に合わせ、適正な負担のあり方を検討し、これまでの負担率3%を見直し10%に改定する予定です。段階的な引き上げという措置は検討しておりません。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No	素案ページ	施策別	意見要旨	区の対応	区の考え方
242	999	個別の要望	基本計画の地域説明会には区長が参加するが、個別計画の説明会には、直接関係する区民しか参加しない。高齢者と障害者と分けずに地域説明会を行ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。3年毎に計画を立てる中で、障害種別の障害者団体に対して説明会を行うほか、区民向けの説明会を(今回は3回)行うという今までの流れがあり、それを踏襲して今回も行っています。今年度は他の計画(高齢・介護、健康、教育)がまとまって説明会を行っており、障害者計画に対しても、高齢・介護等と合同の地域説明会を行うべきという意見について、実行の可否も含め次回までにきちんと検討していきたいです。
243	999	個別の要望	グループホームやショートステイなど障害者の施設について定員の幅を柔軟にし、手続きの簡略化してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
244	999	個別の要望	医療費について愛の手帳3度4度に対しても一部でも助成してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。
245	999	個別の要望	グループホームに入所した時の病院の付添は同じ人にお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。グループホームに入所した利用者と、医師の指示により、定期的な通院が必要で、同行が必要な方については、月2回を目安として、通院等介助の支給決定をしています。通院に同行する方は、グループホームの職員ですので、同じ人の同行については、グループホームとの相談になります。
246	999	個別の要望	新宿区聴覚障害者協会の会員数が減っているため障害者団体の連絡先を手引きに掲載してはどうか	E意見として伺う	ご意見として伺います。現在障害者の手引は、区で実施しているサービスの他関連サービスも多く掲載しており、ページ数が多くなっていること、多くの障害者団体があるうちで、掲載の可否の線引きが困難なことから各障害者団体の紹介を手引に掲載することは困難であると思われます。聴覚障害者の方の情報不足については区としても重く受け止め、障害者福祉課の窓口などで個別に聴覚障害者交流コーナーなどの情報提供をしていきたいと思っております。
247	999	個別の要望	施設名や説明文等予備知識がないと理解できない。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。一般区民にもわかりやすい表現をそていきます。巻末用語解説等を充実させます。